

## 第1回「歯科口腔外科に関する検討会」について

### 1. 趣 旨

医道審議会から歯科医業で歯科口腔外科を認めるに当たって「歯科口腔外科の診療領域及び当該領域における歯科と医科との協力関係について検討するため、厚生省において検討会を設置すべきである。」との意見が示された。この点を検討するため、厚生省健康政策局長の下に本検討会を設置した。

### 2. 検討会委員（敬称略）

石川高明	日本医師会副会長
○石丸隆治	(財)ヒューマンサイエンス振興財団理事長
金子敏郎	日本耳鼻咽喉科学会理事
河合幹	日本口腔外科学会理事長
瀬戸一	日本口腔外科学会常任理事
波利井清紀	日本形成外科学会会長
村上勝	日本歯科医師会副会長

○：座長

### 3. 検討課題

1. 標榜診療科としての歯科口腔外科の診療領域について
2. 歯科口腔外科領域における歯科と医科との協力関係について

#### 第1回「歯科口腔外科に関する検討会」議事要旨

#### 1. 会議の日時及び場所

日時 平成8年4月24日（水） 10:00～12:00  
場所 松本楼「銀杏の間」

#### 2. 出席した委員の氏名（五十音順・敬称略）

出席委員	欠席委員
石川高明	
石丸隆治	
金子敏郎	
河合幹	
瀬戸一	
波利井清紀	
村上勝	
7名	0名

#### 3. 議 題

- ・標榜診療科としての歯科口腔外科の診療領域について
- ・歯科口腔外科領域における歯科と医科との協力関係について

#### 4. 討議の概要

はじめに、石丸委員が座長に選出され、議事を行った。

委員からの主な意見は次の通りであった。

[○は医師側委員の意見、☆は歯科医師側委員の意見]

(標榜診療科としての歯科口腔外科の診療領域について)

☆口腔領域については、医業・歯科医業の観点から個々具体的に検討するのは困難である。このため、口腔領域については解剖学的な点から検討してはどうか。

○医行為と歯科医行為との重なり合う診療行為はあるが、歯科医行為の範囲については限度がある。

☆歯科医行為の範囲は、あくまで口腔に原発した疾患を対象として、口腔の範囲は口峽の部分から前方、軟口蓋、硬口蓋、頬部、口唇、舌、口腔底を含むものと考えてはどうか。

○口腔領域については、外国の状況も踏まえて検討すべきではないか。

解剖学上、口腔領域に関して国際的な区分としては、WHOの下部組織であるUICCが作成したものがあり、これによってはどうか。

その範囲は、頬粘膜、上歯槽と歯肉、下歯槽と歯肉、硬口蓋、舌の前3分の2と

なっている。

- また、デンマークでは、歯科医行為の範囲は法律で限定的に規定されていると聞いている。例えば、悪性腫瘍はやってはいけないと明記されている。
- 悪性腫瘍は連続的に進展していくため、解剖学的に線引きすることは困難である。また、口腔領域以外の組織を口腔領域に移植する行為は歯科医行為なのか。

(歯科口腔外科領域における歯科と医科との協力関係について)

- 歯科と医科との間で重なっている領域については緊密な連携をとるとともに、歯科医療の中において一般歯科と歯科口腔外科との連携も大切である。

(その他)

- 従来、歯科の標榜診療科名については名称の最後に歯科とついていたが、歯科口腔外科の名称はそうになっておらず、医業と誤解される恐れがある。このため、歯科口腔外科の基本的な診療領域を整理したものを歯科医師会が会員に対して周知徹底していただきたい。

## 5. 次回の日程

平成8年5月16日(木) 10:00~

問い合わせ先 厚生省健康政策局総務課  
担 当 関山(内2513)  
電 話 (代)3503-1711